

～「キャッシュレス・消費者還元事業」手数料補助延期とご精算書の記載について～

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

10月1日より開始となりました「キャッシュレス・消費者還元事業」において、決済手数料の三分の一の補助に対する手数料計算の税区分を誤って集計しておりました。

このたびはご迷惑をおかけし、申し訳ございません。

原因および対応の詳細につきましては、下記をご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 本事象の原因について

当初キャッシュレス事務局から発表された資料に記載のなかった「手数料に対する税区分」について、最新版資料の記載を見落としのまま運用を開始したため。

2. 手数料計算の正誤

正しくは、上限3.25%（税込）で計算しなければならないところ、3.25%（税抜）として計算していました。

誤	正
上限3.25%（税抜）	上限3.25%（税込） 実質2.95%（税抜）

3. 修正対応について

現在、正しく税区分計算ができるよう対応が完了しております。

4. ご精算書への反映について

- ・11月11日以降のデータは正しく計算されます。
- ・10月1日から11月10日までは手数料訂正が必要となりますので、順次正しい手数料の入力を行います。

(1) 手数料ご返金分

11月15日以降最初の締日に作成されるご精算書にて、10月1日から11月10日の売上確定データに対する手数料訂正分が反映します。

(2) 手数料三分の一補助分

12月10日以降最初の締日に作成されるご精算書にて、手数料計算を「上限3.25%（税込）の三分の一」で正しく計算された10月分と11月分の手数料補助額が記載されます。

イメージについては、下記URLをご確認ください。

URL：<https://www.yamatofinancial.jp/document/fee-note.pdf>

5. お問い合わせ先

【ヤマトフィナンシャル株式会社 カスタマーサービスセンター】

フリーダイヤル：0120-69-5090 電話：03-6671-8080（受付時間：9：00-18：00）

E-mail：payment@kuronekoyamato.co.jp

以上